

注：徳島県で慣行レベルが策定されている作物が対象

1 ほ場・栽培の準備

番号	管理点	管理規準
1	ほ場の準備ができています	①他のほ場と明確に区分できている ②他のほ場から農薬の飛散等、影響を受けにくい場所にあるか、その対策ができています ③栽培責任者は確認責任者に、生産者名、ほ場の番号、場所、栽培計画を提出している
2	ほ場に看板を設置している	見やすいところに、以下の事項が記載された看板を設置している ①特別栽培農産物を生産していること ②ほ場番号、面積 ③特別栽培を開始した年月日 ④栽培責任者の氏名（団体の場合は名称、代表者名または担当部署名）
3	栽培の準備ができています	①栽培責任者は確認責任者に、生産者名、ほ場の番号、場所、栽培計画を報告している ②確認責任者は、栽培計画が適正であることを確認している

2 土づくりと農薬・肥料の使用

番号	管理点	管理規準
4	土づくりをしている	有機物を施用するなど、適正な土づくりを行っている
5	使用する生産資材の成分等を確認している	①使用する農薬が節減対象であるか確認している ②使用する農薬の成分名と成分数を確認している ③使用する肥料の化学肥料由来の窒素成分量を確認している
6	化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減している	栽培期間中、慣行レベルと比較して ①化学合成農薬（節減対象農薬）の使用回数が5割以下である ②化学肥料の窒素成分量が5割以下である

3 栽培期間中の管理・点検

番号	管理点	管理規準
7	生産資材を変更する際、確認責任者に相談し、変更している	①生産計画を変更する際、確認責任者へ相談している ②変更確認欄に変更日を記入し、確認責任者は押印の上、確認している
8	栽培責任者により、適正な管理ができています	①栽培管理記録を作成している ②出荷記録を作成し、一定期間毎に取りまとめ、確認責任者に提出している
9	確認責任者により、栽培・出荷の点検ができています	確認責任者は少なくとも毎年1回、 ①ほ場で生産状況と栽培管理記録を点検し、適正であることを確認している ②出荷記録を点検し、適正であることを確認している

4 精米の管理・点検

番号	管理点	管理規準
10	精米責任者により、精米の管理ができています	以下の内容を記録した特別栽培米受払台帳を作成し、精米確認者による点検後、その写しを提出している ①玄米の入荷量 ②とう精等によって得られた精米等の数量 ③とう精等に伴う欠減量
11	精米確認者により、精米が適正に行われているか、確認できています	とう精等が行われている期間は、原則として月1回以上施設等で、特別栽培米受払台帳の内容と袋詰精米等に表示された内容が一致しているか点検し、適正であることを確認している

5 栽培終了後の点検・記録の保管

番号	管理点	管理規準
12	栽培終了後に点検・確認ができています	①栽培責任者は収穫後速やかに、栽培管理記録を確認責任者に提出する ②確認責任者は栽培管理記録を点検し、適正であることを確認している
13	確認責任者は記録を保管している	①栽培計画、栽培管理記録及び出荷記録を、3年間保管している ②精米確認者は特別栽培米受払台帳の写しを、3年間保管している

徳島県

平成23年5月2日作成 (Ver.1.0)

平成24年12月3日作成 (ver.1.1)

平成29年4月1日作成 (ver.1.2)